

協働事業計画に係る承認規程

〔 制定 令和 2 年 1 月 21 日付け元生産第 1539 号
農林水産省生産局長通知 〕

一部改正 令和 6 年 11 月 13 日付け 6 農産第 2928 号
農林水産省農産局長通知

第 1 趣 旨

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等の生産構造や国際環境の変化の中でも、需給ギャップの拡大が懸念される品目等の安定供給を確保するとともに、今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応していくためには、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して生産から流通に至るまでの課題解決に取り組み、新しい農業の姿の形成を促進していくことが重要である。

このため、本規程に基づき、先駆的な生産事業に係る協働事業計画（以下「計画」という。）を承認することにより、多様な取組を後押しするものとする。

第 2 計画の内容

計画は、生産構造等の変化の下での農産物の安定供給や新市場の獲得等に向けた一定の到達目標の実現を目的に、核となる事業者（以下「拠点事業者」という。）が次の三つの機能を具備・強化するための取組内容を明確化するとともに、拠点事業者とともに目標に向けて協働・連携する農業者・産地等（以下「連携者」という。）との実施体制を構築することにより、生産事業を実践するためのものである。

なお、原則、供給調整機能を有する施設、補助事業で整備する施設及び受益する生産者が都道府県を跨る場合は「全国を取組」、跨らない場合は「都道府県を取組」とする。

1 生産安定・効率化機能

農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱い量を確保するための生産拠点地域・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能。

2 供給調整機能

気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能。

3 実需者ニーズ対応機能

消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能。

第 3 計画の承認手続

1 申請者の要件

計画の承認を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）申請者は、計画の主体となる拠点事業者（以下「主たる拠点事業者」という。）である

こと。

- (2) 計画に基づく事業を的確に実施できる能力及び体制を有する法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）であること。
- (3) 申請者及び計画に参画する法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。
- (4) 申請者は、計画に参画するいずれかの者が、供給調整機能を有する施設を備え、又は原則、協働事業計画承認年度内に整備に着手することを予定していることを確実に確認していること。

2 計画の内容及び策定方法

- (1) 計画に参画する各拠点事業者は、原則、生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能のいずれかの機能の具備・強化に取り組むものとする。
- (2) 計画には、1以上の拠点事業者及び2以上の連携者が参画すること並びに1以上の拠点事業者の取組内容を記載することを必須とし、計画に参画する申請者以外の拠点事業者及び連携者並びに各参画者の取組内容を位置付けることができる。ただし、一つの協働事業計画に位置付けられる参画者数は、10主体程度とする。
- (3) 拠点事業者及び連携者になり得る者は、都道府県、市町村、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）等）、民間事業者とする。
- (4) 計画には、生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能の3つの機能について、一つの拠点事業者が単独で担うこと又は複数の拠点事業者で分担すること等により、原則、全ての機能の具備又は強化に関する取組内容を記載するものとする。
- (5) 計画に係る取組期間は3年以内とする。また、到達目標の目標年度は取組が終了する年度の翌々年度とする。
- (6) 申請者は、参画者の同意の下で計画を策定するものとする。

3 承認手続

- (1) 申請者は、全国を取組の場合は、別紙様式第1号-1により計画を作成し、本社の所在地又は本計画で位置付けられる主たる供給調整機能を有する（整備予定を含む。）施設の所在地の都道府県を管轄する地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとし、都道府県を取組の場合は、別紙様式第1号-2により計画を作成し、原則、市町村長を経由し、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出を受けた計画について、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行い、事業趣旨に合致しているか並びに1に定める要件及び4に定める承認基準を満たしているかを確認し、地方農政局等に提出するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(1)及び(2)により提出を受けた計画について、必要に応じて申請者や都道府県に対してヒアリングを行い、事業趣旨に合致しているか並びに1に定める要件及び4に定める承認基準を満たしているかを審査した上で、申請者に対して審査結果（採択・不採択）等を通知するものとする。

なお、審査の結果採択された協働事業計画は承認を得たものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)による審査結果等通知をしようとするときは、農産局長に協議するものとする。

(5) 承認された計画は、到達目標の達成を阻害しない範囲内で取組内容等を変更することができるものとする。ただし、主たる拠点事業者の変更並びに到達目標の下方修正はできないこととする。

なお、以下に掲げる事業内容を変更する場合にあつては、(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

ア 計画の廃止(ただし、第6の支援策を活用している場合は除く。)

イ 拠点事業者(主たる拠点事業者を除く。)又は連携者の変更

ウ 拠点事業者又は連携者が実施する施設整備計画の変更

4 承認基準

計画の承認は、以下の基準が満たされていることを確認して行うものとする。

(1) 対象品目のニーズを的確に把握していること。

(2) 以下に掲げるもののうちいずれか一つの実績を有する到達目標が掲げられていること。

① 計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額又は対象生産面積のいずれかを10%以上拡大

② 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加

③ 総出荷量に占める加工・業務用向け出荷量の割合を年平均3ポイント以上増加

④ 拠点事業者及び連携者における認定新規就農者数を10%以上かつ5人以上増加

⑤ 計画に係る供給調整機能を有する施設における有機農産物の取扱数量又は対象生産面積を10%以上拡大

(3) 拠点事業者が(複数の拠点事業者が計画に参画する場合にあつては、それらの拠点事業者が総体として)生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能の全てを具備することが見込まれ、かつ、一つ以上の機能について強化する計画を有していること。

(4) 拠点事業者及び連携者の個々の取組が、到達目標の達成に必要な内容であること。また、到達目標に照らして過剰な取組内容となっていないこと。

(5) 計画に基づく拠点事業者及び連携者の各機能の具備・強化により、より一層、申請者以外の生産者の生産活動の安定・効率化が図られることが見込まれる内容であること。

(6) 各参画者は、取組内容に密接に関連する業務実績を有していること。

(7) 関係する主たる地方公共団体(計画に係る施設整備地点や生産活動地域等のうち主たる地域の都道府県等)と指導・助言等に関する連携関係を有していること。

(8) 一個人に受益がとどまるような計画でないこと。

(9) 計画の対象となる品目については、第6の1から3までの事業の対象品目とする。

(10) 過去に拠点事業者として実施した協働事業計画における到達目標が未達成でないこと。ただし、申請前年度までに到達目標を達成している場合は、この限りでない。

第4 計画の進捗管理

1 第3の3により計画の承認を受けた主たる拠点事業者は、計画の達成に向けた拠点事業者及び連携者の取組の実行、評価・検証及び改善(PDCA)を行い、目標達成のために計画を進めるものとする。

2 主たる拠点事業者は、目標年度までの毎年度(ただし、承認初年度に第6の支援事業を繰越した場合は2年目からの報告とする)、計画の進捗状況について別紙様式第3号により実施状況報告を作成し、7月末までに地方農政局長等を経由し農産局長に報告するものとする。

3 主たる拠点事業者は、農産局長又は地方農政局長等から事業の実施状況等について求めが

あった場合は、ヒアリング等に応じなければならない。

- 4 農産局長又は地方農政局長等は、計画の進捗状況が芳しくなく到達目標の達成が困難と判断した場合は、主たる拠点事業者に対し必要な助言を行うものとする。

第5 計画の評価

- 1 主たる拠点事業者は、計画の目標年度の翌年度において、計画に定められた目標年度の到達目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第3号により評価報告を作成し、その結果について第6の各号に掲げる補助事業で実施した取組の評価と併せて評価を行うものとする。
- 2 評価の手続きについては、活用した補助事業の実施要綱等によるものとする。

第6 計画に対する支援

拠点事業者及び連携者が、第3の3により承認を受けた計画に基づく取組を進めるに当たっては、以下の国の補助事業を活用することができる。

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業（新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援）
- 2 強い農業づくり総合支援交付金（先駆的モデル支援）

第7 その他

- 1 拠点事業者及び連携者は、計画に基づく事業が、先駆的な生産事業の形成を促進するための取組であることに鑑み、他の事業者等による視察等について極力受け入れるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和2年1月21日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和2年12月22日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している計画については、第3、4及び5の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和3年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している計画については、第3、4及び5の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している計画については、第3、4及び5の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している計画については、第3、4及び5の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和6年11月13日から施行する。
- 2 この通知による改正前に承認を受け、実施している計画については、なお従前の例によるものとする。